

表5 1回の病気休暇の上限期間の状況(平成28年4月1日現在)

(単位：団体)

区 分	団 体 数	国と同じ	国と異なる
都道府県	47	40 (85.1%)	7 (14.9%)
指定都市	20	10 (50.0%)	10 (50.0%)
市区町村	1,721	1,506 (87.5%)	215 (12.5%)
合 計	1,788	1,556 (87.0%)	232 (13.0%)

- (注) 1 病気休暇は、私傷病の場合の取扱いを示す。なお、条件付採用期間中の職員等に係る病気休暇の上限期間の特例については考慮していない。
- 2 国の私傷病の場合における1回の病気休暇の上限期間は、原則として週休日等を含む連続90日となっている。
- 3 ( )内は、団体区分中の割合である。
- 4 「国と異なる」団体には、上限期間を「必要最小限度の期間」(国の改正前の制度と同じ)等としている団体を含む。